

## 資料3

## 規制改革ホットライン処理方針

(令和4年12月13日から令和5年2月16日までの回答)

スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁回答	区分(案) (注)	別添の該当 番号
スタートアップの更なる活用に向けた 公共調達制度の見直し	検討に着手	◎	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

別添

番号:1

所管省庁への検討要請日 令和4年12月15日	回答取りまとめ日 令和5年1月20日
提案事項	スタートアップの更なる活用に向けた公共調達制度の見直し
具体的 内容	すでに J-Startup 企業 は等級にかかわらず全ての政府調達案件に入札可能ではあるが、さらに能力あるスタートアップの入札参加を促進するため、J-Startup 地域版企業に対しても同等の入札参加者資格緩和措置を講じ、等級にかかわらず 300 万円以上の入札に参画できるようにすべきである(例として、3,000 万円程度の案件への入札を想定)。そのうえで、J-Startup 企業および J-Startup 地域版企業に対して、公共調達で有利になるような加点評価を行うべきである。
提案理由	官公庁や地方公共団体による調達では、情報システムの導入からネットワーク敷設までなど、構成要素全体を1つの調達範囲として公募するため大規模化することが多い。しかし、スタートアップは資金面や実績面が乏しいために入札参加者資格の等級評価が低く、求められる成果物を提供する技術等を有している場合でも、現在の官公庁調達では予定価格上限額が 300 万円以下の D ランクの調達にしか参加できない。 (要望実現により)スタートアップが創意工夫を生かした独自のサービスの提供が可能になるとともに、その組み合わせによって社会変化へのタイムリーかつアジャイルな対応を実現できる。公共調達を通じて行政がスタートアップの顧客となることで、売上高の拡大やスタートアップへの信用の付与につながり、補助金等の支援なしに事業継続が可能というスタートアップの自立が期待され、スタートアップの成長に資する。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会
所管省庁	内閣府・経済産業省・デジタル庁・財務省
制度の 現状	「物品の製造」「物品の販売」「役務の提供等」に関する入札については、中小企業者等が、参加しようとする入札物件等の分野における技術力等を証明できれば、保有している入札参加資格の等級(ランク)にかかわらず、国の上位等級入札への参加が可能になります(入札参加の拡大)。 上記「入札参加の拡大」を認める場合の統一基準の一つとして、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup)に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者であることがございます。一方で、J-Startup 地域版に選定された事業者については、当該統一基準の対象に含まれておりません。 また、J-Startup 選定企業及び J-Startup 地域版選定企業に対する、公共調達において有利になるような加点措置は講じられておりません。

該当 法令等	技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について(平成 12 年 10 月 10 日政府調達(公共工事を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)	
対応の 分類	検討に着手	
対応の 概要	<p>規制改革推進に関する中間答申(令和4年 12 月 22 日規制改革推進会議決定)において、「経済産業省及び内閣府(CSTI)は、財務省と連携しながら、政府調達へのスタートアップの参加を促進する観点から、高度な新技術を有する等一定の要件を満たすスタートアップに対し、保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を与えることを含む、一般競争入札におけるスタートアップからの新技術及び新サービスの調達を促進するための入札手法の整備について、令和4年度中に必要な検証・検討を行い、結論を得次第速やかに措置する。」と記載されていることに基づき、必要な検証・検討を行ってまいります。</p>	
区分(案)	◎	